

廃屋対策は

実態調査を



都築 重信 議員

問 住宅地において危険と思われる構築物（廃屋等）が一部見られるが、安心、安全なまちづくりのため阿久比町がとるべき方策について伺う。

問 住宅地において危険と思われる構築物は何件あるか。

危険な構築物（廃屋等）は防災上危険ではないか。権利者にたいして撤去等の指導はしているか。

答 廃屋については、町内にどの程度あるのか、また、その権利関係がどのようなになっているのか、所有者に連絡ができるのかどうか等、廃屋の実態把握ができていない。6月の行政協力員会で廃屋の有無について、各地区に調査依頼をお願いする。

問 権利者不明の構築物（廃屋等）はあるか。

権利者不明の構築物（廃屋等）は永久に放っておくしかないのか。

答 権利者が不明な物件の調査方法や廃屋の撤去方法等は、今後検討する。

問 他市町では危険な構築物（廃屋等）対策として条例化の動きがあるが、阿久比町としての考えを伺う。

答 廃屋の実態調査を行い、地権者に廃屋撤去の依頼をする。地権者が不明で廃屋が撤去できない場合には、関係条例の制定を検討する。



調査が必要と思われる建物